



「日本キリスト教会憲法」改正案 解説 (7)

— 会議の精神と具体的なつとめ —

南 純

第10条 (政治)

1. 日本キリスト教会は、神の委託により、みことばの宣教に仕え、キリストのからだなる教会を正しく建てるため、小会・中会・大会の会議によって政治を行い、それぞれ以下の事項を取り扱う。
(中略…小会・中会・大会の管掌事項の規程が続く)
2. 中会および大会は、これらの事項を執行するため、適当な機関を設けることができる。

教会政治の目的

教会政治には目的があります。前文で「聖なる公同の教会……に属するものは、……主の命令に従い、神の国をひろめて、みこころの成就を志す」とうたわれていました。日本キリスト教会の目的もこれと別ものではありませんが、ここではその目的をさらに限定し、具体化して「みことばの宣教に仕え、キリストのからだなる教会を正しく建てるため」と規定しています。これは日本キリスト教会内でよく言われる「福音宣教と教会形成」とほぼ同義で、そこに教会存立の目的があり、教会政治はその目的に仕えるものと位置づけられているのです。

このように、まず何よりも教会政治の目的が明確にされました。たしかに、以前からそれが口にされてこなかったわけではありません。しかし、今回の改正で、それがはっきり「政治」のいわば前文に盛り込まれ、いつも私たちの念頭におかれるようになりました。これがこの条項の改正の大きな特徴です。

小会・中会・大会一段階的会議制

今回の改正によって、日本キリスト教会は「長老制をとる一団の教会である」(第1条)ことが明言されました。従来と実態が変わったわけではありませんが、現行憲法ではどこにも掲げられていなかった「長老制」が憲法の中に明文化されたのです。

世界の改革派教会がすべて長老制を採用しているわけではありませんが、日本キリスト教会は従来からこの政治形態をとってきたし、少なくとも当面はこれを最良の形態として踏襲してゆくというわけです。そして、これが教会の目標を実現するための具体的な政治形態、つまり私たちの教会政治のあり方になるわけです。

一般的に、長老制の特徴として、牧師・長老・執事などの複数職制と小会・中会・大会などの段階的会議制の

存在が指摘されます。牧師・長老・執事のつとめはすでに前条で規定されました。しかし、彼らはそれぞれのつとめに私的・個人的にではなくて、教会的に、つまり公的な教会の会議を通して召され、携わります。

そこで第10条では、それぞれの会議の取り扱う内容が規定されています。小会は各個教会内で礼拝を中心に伝道と牧会の全般に携わり、中会は所属諸教会の小会記録審査、教会の建設・解散や牧師の任職・解職また中会内諸団体の監督指導にあたり、大会には中会の建設・解散や中会記録の審査、教師試験、神学校の運営、信仰告白・憲法規則の制定・解釈などのつとめが委ねられています。これらの段階的な教会会議はそれぞれ違った領域と役割を担うとともに、有機的・一体的な協力関係を保ち、また照会や上告などに際しては大会が最高の法廷とされています。

主な改正点

全体的には、用語の整理・変更の試みと従来欠けていた点の付加が目につくかと思います。例えば、用語では新しく洗礼を受けて教会員となることを「加入」、日本キリスト教会内の異動を「転入・転出」、他派教会との異動を「入会・転会(従来は退会)」としています。

新しく加えられた項目としては、小会では「教会総会の準備」、中会では「伝道所の開設、解散」、「中会直属会員のこと」、「小会への諮問」、「財政に関する事項」、また退会では、「中会への諮問」、「渉外に関する事項」、「財政に関する事項」があります。

中会・大会の「適当な機関」

さて、第10条2にはこのようなつとめを果たすために、「中会および大会は……適当な機関を設けることができる」とされています。中会・大会におけるさらに具体的なつとめの展開が示唆されています。つまり、中会・大会は、小会にも増して、各種の委員会や団体を設けて、福音宣教と教会形成の実をあげる必要があるのです。常置委員会をはじめ、伝道局、出版局などはみな独自の役割を担って設けられています。それは「それぞれの部分が分に応じて働き」、日本の地にキリストのからだなる教会が建てられるためにはかなりません。

(前「信仰と制度」に関する委員・房総君津教会牧師)